公 示第 4 1 号

一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に表示する 運賃及び料金に関する事項について

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第4条第2項及び3項の 規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に表示する運賃及び料金に 関する事項を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

東北運輸局長 島田知明

記

- 1. タクシー車両の運賃・料金に関する事項の表示
 - (1) タクシーに乗車しようとする公衆及び乗車中の旅客が当該タクシーの運賃及び 料金を容易に判断することができるよう、運賃及び料金に関する事項を公衆及び 旅客に見やすいように表示しなけれならないこととする。
 - (2) 表示の方法

表示する文字は、明瞭かつ的確に、公衆及び旅客に見やすいように表示すること。

車体に表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用いること。

車内に表示する際には、前席後方部分など旅客から見やすい位置に表示すると。

表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるようにすること。

(3) 表示する内容

車体には、初乗運賃額、車種の表示をすること。ただし、初乗距離の短縮を した場合には、初乗距離、運賃額、車種を表示すること。

車内には、初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方を表示すること。

2. タクシーメーター器の運賃及び料金の表示

(1) 運賃及び料金が距離制(時間距離併用制を含む。以下同じ。)による場合、乗車中の旅客が、運送中及び運送終了時において、支払うべき運賃及び料金について確認することができるよう、運賃及び料金を表示するメーター器を旅客に見やすいように表示すること。

(2) 表示の方法

後席の旅客から見やすい位置に設置すること。 数字及び文字を旅客に見やすいように、明瞭かつ的確に表示すること。 表示事項は、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるようにす ること。

(3) 表示する内容

運送中及び運送終了時点における距離制による運賃及び料金の額(距離短縮による運賃割増を適用する場合にあっては割増を適用した額とする。)のほか、原則として運賃割増又は運賃割引を適用する場合にあってはその旨を表示すること

附 則

この公示は、平成14年7月1日から適用する。

ただし、適用日現在において、この公示に適合していない事業用自動車については、 平成15年2月1日から適用する。